

福岡県公報

平成31年1月18日
第4060号

目次

告示 (第25号 - 第30号)

- 鳥獣捕獲等事業の変更の届出 (畜産課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (財産活用課) 3
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) 4
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 4
- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更 (水産振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5

選挙管理委員会

- 海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選

挙権を有する者の総数の3分の1の数

(市町村支援課) 5

告示

福岡県告示第25号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第3項の規定に基づき、平成30年12月26日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称
一般社団法人福岡県猟友会

福岡県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川桑野線	前	田川郡川崎町大字田原581番2先から 田川郡川崎町大字田原575番4先まで	11.6 ～ 18.8	44.0
			後	田川郡川崎町大字田原581番2先から 田川郡川崎町大字田原575番4先まで	9.8 ～ 18.8	44.0

福岡県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年1月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川桑野線	田川郡川崎町大字田原581番2先から 田川郡川崎町大字田原575番4先まで

福岡県告示第28号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市東区大字西戸崎字シロヤ1の1、1の4、大字奈多字小瀬貫1301の1、1301の2、1301の6、字小瀬抜1301の7から1301の9まで、1302の113、1302の120、1302の123から1302の125まで
- 指定の目的
公衆の保健
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第29号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
久留米市田主丸町石垣字鳥越1273の4、1273の5、字山王西筋1316、1317の1、字大塚清長橋1395の3、1395の39、1398、田主丸町竹野字耳納2225の100から2225の102まで、2226の2、2225の2・2225の104・2225の105（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、田主丸町地徳字鳥越山3456の4、3461の4、3462の1、3456の2（次の図に示す部分に限る。）、字耳納尾3570の2（次の図に示す部分に限る。）、字白建石3663の2（次の図に示す部分に限る。）、田主丸町中尾字耳納2255、2252の91・2254の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、田主丸町益生田字高丸744、字鏡懸2267の1、字平床2268、田主丸町森部字下寺床1314の2、字耳納1324の1
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越1273の4（次の図に示す部分に限る。）、1273の5、字山王西筋1316・1317の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大塚清長橋1395の3（次の図に示す部分に限る。）、1395の39、1398、字耳納2225の2・2225の100から2225の102まで・2225の104・2225の105・2226の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字鳥越山3456の2、3456の4、3461の4・3462の1（以

上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字耳納尾3570の2、字白建石3663の2(次の図に示す部分に限る。)、字耳納2252の91(次の図に示す部分に限る。)、2254の2、2255(次の図に示す部分に限る。)、字高丸744(次の図に示す部分に限る。)、字鏡懸2267の1(次の図に示す部分に限る。)、字平床2268(次の図に示す部分に限る。)、字下寺床1314の2、字耳納1324の1(次の図に示す部分に限る。))

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第30号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

うきは市吉井町鷹取字京ノ尾1584から1586まで、1587の1から1587の4まで、1587の6から1587の11まで、1587の13、1587の14(次の図に示す部分に限る。)、吉井町富永字焼尾2507の1から2507の3まで、2507の14、2507の15、2507の17、字妙見2508の1、2508の2、2508の5、2508の6、2508の10、2508の14、2508の77、字鶴懸2509の34、2509の4・2509の19・2509の24・2509の32・2509の35・2509の36・2509の43・2509の44(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、吉井町福益字上栗平1947の1、1947の2、字小城1985の1、1983の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字京ノ尾1584から1586まで、1587の1から1587の4まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1587の6から1587の10まで、1587の11・1587の13・1587の14(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字焼尾2507の1から2507の3まで・2507の14・2507の15・2507の17(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、字妙見2508の1、2508の2・2508の5・2508の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2508の10、2508の14、2508の77、字鶴懸2509の4、2509の19(次の図に示す部分に限る。)、2509の24、2509の32、2509の34、2509の35、2509の36・2509の43(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2509の44、字上栗平1947の1・1947の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字小城1985の1・1986の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。))

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

「福岡県財務規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

平成31年1月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

平成31年1月18日から平成31年2月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部財産活用課に備え置きます。

公告

福岡県環境保全に関する条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成31年1月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

平成31年1月18日から平成31年2月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyhouhozenjourei02.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

解散した清算法人南嘉穂土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
篠崎 繁幸	嘉麻市千手3314番地1

大場 好親	嘉麻市小野谷650番地
豊田 武	嘉麻市嘉穂才田1663番地2
松尾 輝光	嘉穂郡桂川町大字内山田818番地
大塚 壽丸	嘉麻市泉河内729番地
吉貝 武利	嘉麻市泉河内1554番地
佐藤 邦英	嘉麻市千手3665番地
上野 繁雄	嘉麻市桑野3699番地1
柿坂 正博	嘉麻市桑野3985番地1
小路 勝幸	嘉麻市小野谷794番地

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成30年12月21日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年7月10日福岡県公報第4007号公告）の全部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成31年1月18日

福岡県知事 小 川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市中央二丁目357番1、357番14から357番18まで、358番2、358番3及び358番8から358番10まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市新久保一丁目6番12号

青谷 強

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原1986番1及び1986番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原1157-18
初村 圭祐

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年12月21日宗像市告示第247号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

宇美須恵都市計画用途地域の変更（平成30年6月18日宇美町告示第46号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年1月18日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成30年12月25日宗筑紫野市告示第254号）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成30年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成31年1月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	334
筑前海区	889
福岡県有明海区	782